

岐阜県介護施設等に対するサービス継続支援補助金に関するQ & A

令和8年7月24日更新

＜補助金の交付対象について＞

1	開設者が市町村等の場合も対象となりますか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれますか。	申請時に休止中の施設等は対象となりません。
3	近いうちに施設等を廃止する予定ですが、交付の対象となりますか。	休止又は廃止予定の施設等は対象となりません。（災害その他やむを得ない事由によるものは除く。）
4	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	施設等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
5	グループホームや通所系事業所は対象になりませんか。	本補助金の対象は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護・養護老人ホーム・軽費老人ホームとなります。 これら以外の介護サービスは対象外となります。
6	すでに昨年度中に申請をして交付決定を受けていますが、もう一度申請できますか。	すでに交付決定を受けている場合は、重複での申請となるため、再度申請することはできません。

＜対象経費について＞

1	食材料費とは何が含まれますか。	利用者の食事を提供するために必要な食材の購入費 が含まれます。 例：米、パン、肉、魚、野菜、果物、調味料など
2	食材は購入せずに弁当を買って利用者に提供していますが対象に含まれますか。	弁当提供にかかる経費は対象となります。
3	おやつは含まれますか。	提供するおやつが「日常的に提供される食事の一部」であれば、食材料費に含まれます。例えば、夕食のデザートなどはこれに該当します。しかし、利用者から実費を徴収して提供するお菓子等は対象外です。
4	嗜好品（コーヒー、紅茶、菓子など）は含まれますか。	嗜好品は 通常の食事提供に必須ではないとして、対象外となります。
5	調理器具・食器・備品の購入は含まれますか。	対象外です。
6	食事提供のための光熱水費やガス代は含まれますか。	対象外です。
7	食事提供のための職員等の人件費は対象となりますか。	調理等を委託している場合は、委託料として対象となります。施設の職員が調理等をしている場合は、対象外となります。
8	委託料とは何が含まれますか。	給食委託サービスや配食サービス、栄養指導などが対象となります。
9	食材は施設で購入し、調理だけを委託していますが、対象になりますか。	それぞれの経費が対象に含まれます。
10	スーパーやネット通販で買った食材は対象ですか。	対象となりますが、領収書等で、購入した食材の品目や名称、金額が不明確であるものは対象外となる可能性があります。 例：【購入したもの】卵 ⇒ 【レシートでの記載】Mパック
11	レシートなどでは宛名がありませんが認められますか。	宛名がなくても、購入内容・日付が明確なら問題ありません。
12	クレジットカードや商品券などで購入した食材も対象となりますか。	対象となります。
13	交付決定前に購入して交付決定後に提供する食事は対象となるか。	対象外となります。 一方で、購入した食材料品を実績報告までに消費する必要はありません。

＜申請方法について＞

1	申請はどのようにすればいいですか。	申請フォームよりオンライン申請してください。 ただし、やむを得ない場合については申請様式を郵送してください。
2	F A X や電子メールでの申請はできますか。	F A X や電子メールでの申請はできません。
3	申請の受付期間はいつまでですか。	令和8年7月24日（金）～令和8年7月31日（金）までです。 （郵送の場合、令和8年7月31日（金）当日消印有効）
4	複数の介護施設等を運営している場合、施設ごとの申請ですか、それとも法人でまとめて申請ですか。	法人単位で申請してください。 すべての施設等を申請フォームに記入ください。
5	施設等の開設者と、実際の運営主体が異なる場合、どちらから申請すればよいですか。	原則、開設者より申請してください。 ただし、市町村等が開設者で指定管理を行っている施設等については、指定管理先の運営主体から申請することも可能です。
6	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいですか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
7	空床型の短期入所生活介護については、補助金の対象となりますか。	空床型の短期入所生活介護は、補助金の対象となりません。本体施設の定員と重複するためです。 一方で、併設型や単独型は補助金の対象となります。 各施設においてサービス提供形態を確認したうえで申請してください。
8	同一施設内で従来型とユニット型がある場合、それぞれの定員ごとに2行に分けて申請すればよいですか。	同一の施設で従来型とユニット型がある場合は、それぞれ記入してください。
9	食材料費の所要額には何を記入すればよいですか。	令和8年4月1日から事業完了日（最長で令和8年7月31日）までにかかる経費を記入してください。 4か月の間に必要となる経費として、想定される食材料費の支出の見込みを記入してください。
10	4か月分の食費を現時点で正確に見積もることは難しいが、正確な金額を記入する必要があるか。	現時点では、おおよそ想定できる範囲の金額で記入していただいて構いません。 なお、補助上限額は定められているため、上限額を超える所要額を記載いただいても、補助上限額での交付となります。
11	給食サービスを年間で契約しているが、契約額を申請額とするのか。	4ヶ月分などに按分して申請してください。

＜補助金の交付等について＞

1	補助金の交付はいつ頃になりますか。	実績報告書（令和8年9月以降予定）の提出を受けてから審査後に交付します。
2	不交付となることはありますか。	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請に不備があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
3	申請書類の申請状況等を確認したいがどうしたらよいですか。	オンライン申請の場合は、申請フォームのマイページにて状況が確認できます。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。